

山口県報

令和6年
8月30日
(金曜日)

目次

- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課).....一
- 保安林指定の解除(上関町)(森林整備課).....一
- 公告
契約の締結(税務課).....二
- 選管告示
政治団体の名称等.....二
- 政治団体の異動事項.....二
- 解散等に係る政治団体の名称等.....三
- 資金管理団体の異動事項.....三
- 不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正.....三
- 公安委訓令
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....四
- 公安委告示
警備員指導教育責任者講習の実施.....四
- 公安委公告
契約の締結.....六

山口県告示第二百四十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有



害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和六年八月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
周南市由加町一の一地区(次の図に示す部分に限る。)
- 二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課及び周南環境保健所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 形質変更時要届出区域
周南市臨海町四の一部
- 二 特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第二百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和六年八月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
熊毛郡上関町大字祝島字通り矢一〇一六三の一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由
 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び上関町役場に備え置いて縦覧に供する。)



(一五六) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和六年八月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
 総務部税務課 山口市滝町一番一号
 - 二 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 税務システム運用管理業務 一式
 - 三 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
 - 四 契約の相手方を決定した日
 令和六年六月二十五日
 - 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎一丁目二番一号
 - 六 契約金額
 二億六千五百六十八千円
 - 七 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号に該当するため
 - 八 契約担当者
 山口県知事 村岡 嗣政
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
 総務部税務課 山口市滝町一番一号

二 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 税務システム用機器の更新に伴う環境構築及び移行業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続
 随意契約

四 契約の相手方を決定した日
 令和六年六月二十五日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎一丁目二番一号

六 契約金額
 一億二千九十一万三千八百円

七 随意契約によることとした理由

八 契約担当者
 山口県知事 村岡 嗣政

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号に該当するため

令和六年八月三十日

山口県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。



山口県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年八月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
新見ひろあき後援会	新見 浩明	藤井和賀子	光市室積東ノ庄23番21号		令和6、4
藤本まみ後援会	藤本 真未	藤本 力	防府市東三田尻2丁目3番19号		” ” 24

山口県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和六年八月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考(異動年月日)
			新	旧	
自由民主党大島支部	川崎 孝昭	事務所	柳井市神代4300の1	柳井市大島234の3	令和6、18
		代表者	川崎 孝昭	中元 茂雄	
自由民主党平生支部	村中 仁司	事務所	熊毛郡平生町大字大野南843	熊毛郡平生町大字宇佐木77の2	4、20
		代表者	村中 仁司	木戸 甫行	
自由民主党理容支部	吉永 和義	事務所	玖珂郡和木町和木2丁目1番7号	玖珂郡和木町和木5丁目5番37号	5、
		代表者	金井 鉄夫	廣石 正明	
自由民主党和木支部	三分一 淳	事務所	三分一 淳	嘉屋 富公	25
		代表者	三分一 淳	嘉屋 富公	
青木明夫後援会	坪郷 好夫	事務所	坪郷 好夫	柴崎 紘治	6、14
		代表者	坪郷 好夫	柴崎 紘治	
岩田淳司後援会	岩田 淳司	事務所	周南市大字久米1120の4	周南市久米中央3丁目7番23号	5、31
		代表者	岩田 淳司	岩田 永一	
かわい美和子後援会	河井美和子	事務所	河井美和子	河井美和子	6、10
		代表者	河井美和子	河井美和子	
かんかいいしはる後援会	甲谷 理温	事務所	宇部市琴芝町1丁目1番61-803号	宇部市錦町5番5号	7
		代表者	かんかいいしはる	かんかいいしはる	
松岡しんいち後援会	松岡 伸一	事務所	開/丁目2番37号	開/丁目2番37号	7
		代表者	松岡 伸一	松岡 伸一	

山口県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年八月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
長嶺敏昭後援会	岸田 安義	神田 一彦	周南市大字鹿野下2817の3	令和6、10

山口県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和六年八月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備考(異動年月日)
			新	旧	
甲谷 理温	かんかいいしはる後援会	事務所	宇部市琴芝町1丁目1番61-803号	宇部市錦町5番5号	令和6、7
		代表者	かんかいいしはる	かんかいいしはる	
松岡 伸一	松岡しんいち後援会	事務所	開/丁目2番37号	開/丁目2番37号	7
		代表者	松岡 伸一	松岡 伸一	

山口県選挙管理委員会告示第五十一号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員

会告示第五十一号)の一部を次のように改正する。

令和六年八月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

「独立行政法人地域医療
機能推進機構徳山中央
病院附属介護老人保健
施設」

周南市孝田町一番一号 平成一〇、三、二四

老人保健施設ひまわり
苑

新地三丁目五番一号

を「老人保健施設ひまわり
苑」

周南市新地三丁目五番一号 平成一〇、三、二四

に改める。



山口県公安委員会規程第三号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年八月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員
会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十九の表に次のように加える。

第60条 機械警備業務管理者の承認

第2条第3号	第5条第3号
第7条第2項	第21条第2項
第8条	第22条
第9条の2第2項	第24条第2項
第9条の3	第25条

別表第一の四十六の表中

を

第20条第1項	第27条第1項
第29条第1項	第36条第1項
第30条	第37条

に改める。
別表第二の四の表第二十六条第二項〔準用〕第九十四条第二項の次に次のように加える。

第37条 〔準用〕 第97条第1項	風俗営業(特定遊興飲食店営業)に係る営業所の管理者の承認
-------------------------	------------------------------

第21条第1項	第28条第1項
第24条第2項	第31条第2項
第35条	第41条第1項・第2項・ 第3項・第4項・第5項 〔準用〕 第44条第6項

別表第二の十九の表中

を

に

改める。

附則

この規程は、令和六年八月三十日から施行する。

山口県公安委員会告示第二十九号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和六年八月三十日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)。

令和六年十月七日(月曜日)から同月十日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月十一日(金曜日)の午前九時から午後五時三十分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

令和六年十月十日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十一日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第三号に規定する業務(以下「第三号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員

法第二条第一項第四号に規定する業務(以下「第四号警備業務」という。)の講習の受講者と合わせて二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一条第二項に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

令和六年九月九日(月曜日)から同月十三日(金曜日)まで
ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先
山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第三号警備業務従事証明書」という。)、

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習

令和六年十月七日(月曜日)から同月十日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月十一日(金曜日)の午前九時から午後五時二十分まで
イ 追加取得講習

令和六年十月十日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十一日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで
(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分
第四号警備業務

(四) 受講者の定員

第三号警備業務の講習の受講者と合わせて二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 追加取得講習

第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講申込書の受付期間

令和六年九月九日(月曜日)から同月十三日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

- (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)
- (二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書
- (三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)
- (四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和六年八月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品等の名称及び数量

警察行政情報ネットワークシステム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和六年七月五日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社NTTデータ中国 広島県広島市南区比治山本町一一番二〇号

六 契約金額

一億三千四百九十五万六千八百円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事
村岡
嗣政

令和六年八月三十日
発行

発行人
所

山口県知事
庁